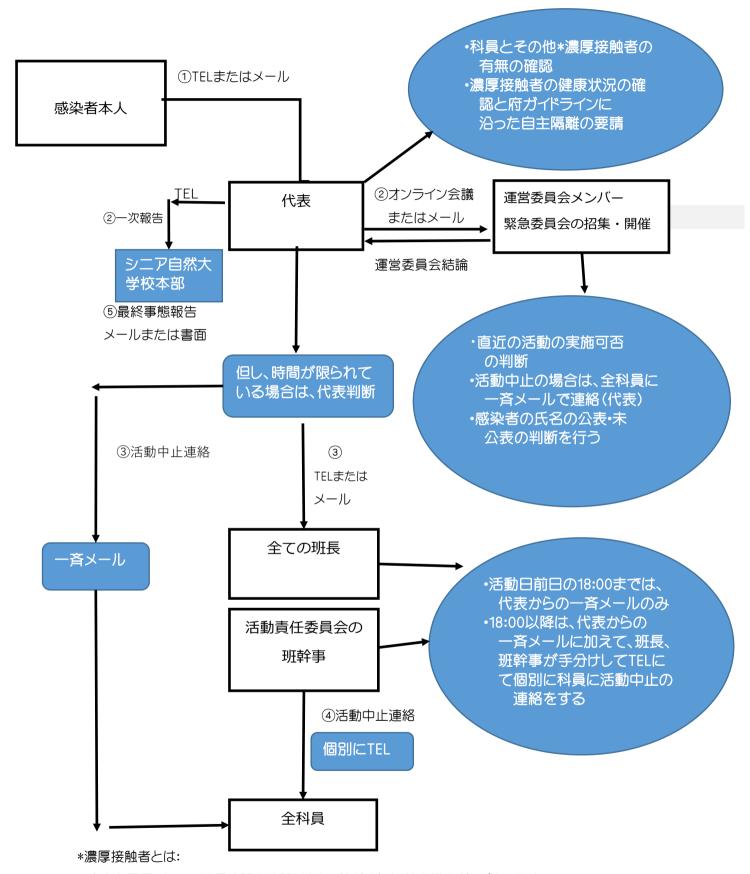
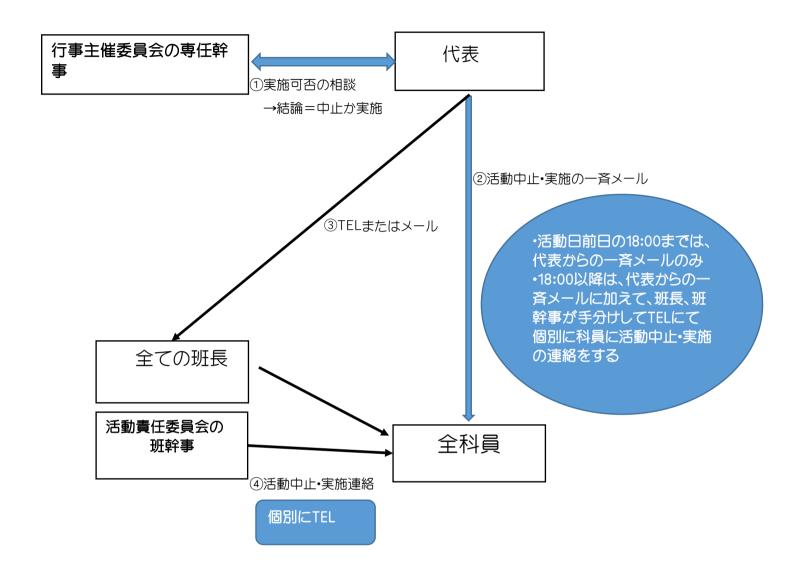
## 細則(10)新型コロナ感染者発生時の緊急連絡網 2023.01.20制定 自然と文化科



- 1. 患者と同居、あるいは長時間(1時間以上)の接触(車内・航空機など)があった人
- 2. 手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策(マスクなど)なしで15分以上話しをした人



- \*活動実施可否の判断が必要になる場合とは:
- ・降水確率が午前、午後いずれかが50%だが、活動時間内に降雨が予想されない場合
- •活動日前日の荒天による倒木、悪路、増水などで活動実施が困難とみなされる場合
- •交通機関などの事故で現地までの移動が困難とみなされる場合
- •その他科員の事故など不測の事態で活動を中止せざるを得ない場合